内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年一月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号ニ中「第三号ヌ」を「第三号⑽」に改め、同号ヌ中「第三号ツ」を「第三号⑲」に改め、同条第二号中「並びに自殺対策の推進」を「、自殺対策の推進並びに子どもの貧困対策の推進」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　次に掲げる事務

(1)　内外の経済動向の分析に関すること。

(2)　経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

(3)　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第一項に規定する基本計画の認定に関すること。

(4)　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

(5)　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

(6)　地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること、同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること、同法第十四条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域再生支援利子補給金の支給に関すること並びに同法第十五条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する利子補給金の支給に関すること。

(7)　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定に関すること。

(8)　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）第七条第一項に規定する道州制特別区域計画に関すること。

(9)　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域（同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(10)　国家戦略特別区域法第八条第一項に規定する区域計画に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国家戦略特区支援利子補給金の支給に関すること並びに国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(11)　市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(12)　内閣府設置法第四条第一項第三号の三の改革を推進するための基本的な政策に関する施策の実施の推進及びこれに必要な関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

(13)　内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関すること（沖縄振興局の所掌に属するものを除く。）。

(14)　宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

(15)　宇宙開発利用の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

(16)　内閣府設置法第四条第三項第七号の四の人工衛星等を定める政令（平成二十四年政令第百八十五号）で定める人工衛星及びその運用に必要な施設又は設備の整備及び管理に関すること。

(17)　⑭から⑯までに掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

(18)　防災に関する施策の推進に関すること。

(19)　防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。

(20)　被災者の応急救助及び避難住民等（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第七十五条第一項に規定するものをいう。）の救援に関すること。

(21)　激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

(22)　特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

(23)　被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関すること。

(24)　台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

(25)　避難施設緊急整備地域（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び降灰防除地域（同法第十二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

(26)　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

(27)　原子力災害対策特別措置法第十五条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態応急対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

(28)　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

(29)　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。